

広島県告示第九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和二年二月十三日

広島県知事 湯崎英彦

告示番号		所在 地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		区 域 の 名 称		区 域 の 名 称		土砂災害警戒区域	
平成十七年広島県告示第四百十五号 平成十八年広島県告示第三百二十二号		広島県山県郡安芸太田町大字下殿河内字裙、同町大字下筒賀字高下平、同町大字下筒賀字長迫、同町大字下筒賀字久保平、同町大字下筒賀字上西平、同町大字下筒賀字空谷、同町大字下筒賀字明ヶ迫、同町大字下殿河内字泓、同町大字下殿河内字宮山、同町大字下殿河内、同町大字下殿河内字砂ヶ休、同町大字下殿河内字西賀字中西平地内		字下殿河内字東江河内、同町大字下殿河内字砂ヶ休、同町大字下殿河内字西賀字中西平地内		江河内、同町大字下殿河内字陣納、同町大字下殿河内字崎及び同町大字下筒賀字中西平地内		字下殿河内字東江河内、同町大字下殿河内字砂ヶ休、同町大字下殿河内字西賀字中西平地内		江河内、同町大字下殿河内字陣納、同町大字下殿河内字崎及び同町大字下筒賀字中西平地内		字下殿河内字東江河内、同町大字下殿河内字砂ヶ休、同町大字下殿河内字西賀字中西平地内	
高下上谷川（八八）地区	穂坪上谷川（八六）地区	穂坪下谷川（八五）地区	区	明ヶ谷川c（八四c）地	明ヶ谷川b（八四b）地	本谷川（八三）地区	地区	太田川支川（六九〇一）	太田川支川（六九〇〇）	地区	太田川支川（六九〇一）	太田川支川（六九〇〇）	地区
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
高下上谷川（八八）地区	穂坪上谷川（八六）地区	穂坪下谷川（八五）地区	区	明ヶ谷川c（八四c）地				太田川支川（六九〇一）	太田川支川（六九〇〇）		太田川支川（六九〇一）	太田川支川（六九〇〇）	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流				土石流	土石流		土石流	土石流	

